

令和8年（2026年）4月1日

指定障害福祉サービス事業所  
指定障害者支援施設  
指定障害児通所支援事業所  
指定障害児入所施設  
指定相談支援事業所

} 管理者 様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

令和8年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について（通知）

日頃から本市の福祉行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和8年度の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における介護給付費等の算定にあたって、令和7年度の利用実績等に基づき、下記のとおり令和8年度の各加算等の算定状況を届け出るようお願いします。

記

1 届出の対象となるサービス

(1) **必ず提出**が必要なサービス

障害者向けサービス	療養介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立生活援助、施設入所支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A・B型、就労定着支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援
障害児向けサービス	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害児相談支援

(2) **前年度から加算の変更がある場合に**提出が必要なサービス（訪問系）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

- ※1 令和8年4月1日指定の事業所で、既に届出をした事業所は提出が不要です。
- ※2 多機能型事業所の場合、サービス種別ごとの提出が必要です。

## 2 提出書類

1	介護給付費等又は障害児通所等給付費算定に係る体制等に関する届出書
2	介護給付費等又は障害児通所等給付費算定に係る体制等状況一覧表
3	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（※障害児サービスは不要）
4	人員基準適合確認シート（※相談支援サービスは不要）
5	<p><b>その他添付資料</b></p> <p>※サービス種別ごとに、必要な添付資料を提出していただく必要がありますが、例年、算定する加算の別紙及び資格者証等の写しの添付漏れが多くなっています。<b>届出様式内の「サービス種類別提出書類一覧」及び別紙の記載内容を必ず確認の上、不足がないようにしてください。</b></p> <p><b>【重要】</b></p> <p><u>以下の様式については、国より今後改正版及び確定版が示される予定のため、現時点では確定ではありません。</u></p> <p>つきましては、確定内容によっては、必要に応じて再度提出をお願いする場合がございますので予め御了承ください。</p> <p>（様式41-1）就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（4・5月）  （様式41-1）就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（6月以降）  （別紙51-1）「就労移行支援体制加算に関する届出書（生活介護・自立訓練）」  （別紙51-2）「就労移行支援体制加算に関する届出書（就労継続支援A型）」  （別紙51-3）「就労移行支援体制加算に関する届出書（就労継続支援B型）」</p> <p><b>※就労継続支援B型事業所の令和8年6月基本報酬区分の見直しについて</b></p> <p>令和8年度報酬改定における基本報酬区分の基準の見直しにより、令和6年度報酬改定の前後で区分が上がった事業所及び令和6年4月以降に指定を受けた事業所は令和8年6月から基本報酬区分の見直しの対象となる予定です。</p> <p>そのため、令和8年4月1日時点で指定を受けている就労継続支援B型の事業所については、全ての事業所が基本報酬算定区分の届出「様式41-1 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（4・5月分）」をご提出ください。その中で、<b><u>見直しの対象となる事業所については、「様式41-1 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（6月以降）」も併せてご提出ください。</u></b></p>
6	<p><b>平均工賃月額区分の算定根拠となる資料</b>（※就労継続支援B型に限る。）  <u>様式は任意で構いません。</u></p>

### 3 様式等の掲載場所

以下のURL先の様式を御確認の上、書類作成を行ってください。

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=14&id=76>

(掲載場所：「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」

→「文書/カテゴリ検索」→「5. 横須賀市からのお知らせ」

→「7. 体制届 」)

### 4 提出期限

**令和8年4月15日(水)【消印有効】**

これは年度当初の特例であり、基本的には前月15日以前に届出がなされた場合には翌月から、16日以降に届出がなされた場合には翌々月から、加算等の算定を開始します。

そのため、**令和8年5月1日から加算等が変更となる場合についても、令和8年4月15日(水)までに提出してください。**

### 5 提出先

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課法人・障害担当

(「**体制届(障害) 在中**」と明記してください。)

### 6 提出方法

**郵送で提出してください。**

**※本市では電子申請は行っておりません。**

**※受領確認のための返信用封筒の同封は御遠慮ください。**

**受領確認が必要な場合は、簡易書留など送付過程が確認できる確実な方法でお送りください。**

### 7 留意事項

#### (1) 各様式について

必ずウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」から**最新の様式をダウンロードして使用してください。**(※なお、他の様式で提出された場合は再提出を御依頼する場合がございますので御了承ください。)

#### (2) 加算内容の記載について

介護給付費等又は障害児通所等給付費算定に係る体制等に関する届出書(様式第1号)内の「変更の概要」欄について、必ず記載してください。(※前年度から加算内容に変更がない場合は、「**変更なし**」と記載してください。)

なお、「変更の概要」欄に「**変更なし**」と記載がある場合又は記載がない場合には、**事業所台帳上の加算状況は前年度から変更しません。**(※前年度から変更がない

場合も、算定する加算の届出は必要となりますので御注意ください。)

このため、実際には加算内容を変更しているにもかかわらず、届出上「変更なし」と記載した場合、事業所台帳の加算状況が更新されず、5月以降の請求審査の段階でエラー等が生じる可能性がありますので、「変更の概要」欄を御確認の上、適切に記載してください。

(3) 処遇改善計画書の提出について

本体制届により処遇改善を算定する場合は、「福祉・介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書（令和8年度）」の提出も必要となります。

※6月以降分（新加算）についても、4月・5月分と一緒に届出可能です。

**※1－(2)の訪問系サービスについても、令和8年度に処遇改善加算を算定する場合は、新規・継続を問わず、計画書の提出が必要です。**

※体制届と同封可。

(4) 本件に関するお問合せについて

ア お問合せ方法

所定の質問票を使用し、電子メール又はFAXでお送りください。

イ 質問票の書式

「3. 様式等の掲載場所」にある「7. 体制届」に掲載していますので御確認ください。

ウ 回答について

繁忙期につき、回答にお時間をいただく場合がございますので、余裕をもってお問合せください。

**【事務担当】** 横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 法人・障害担当

電 話：046-822-8411

FAX：046-827-0566

メール：shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp